

## 2012 年度診療報酬改定に対する要望事項

新生児医療連絡会

- 1) 救急搬送料の新生児加算の増点 10000 点  
救急搬送料 1300 点  
新生児加算 現在 1000 点を 10000 点に増点  
算定要件 医師が同乗し、新生児用保育器、人工呼吸器、輸液ポンプなどを搭載した新生児用救急車を用いて搬送した場合に算定する。
  
- 2) 在宅療養児入院管理料の新設 6000 点  
算定要件 在宅人工換気を行っている児が、現在の人工呼吸管理が適正に行われているか否かを評価する目的で入院する場合。1 カ月あたり 8 日間について算定する。
  
- 3) 新生児特定集中治療室管理料の算定要件の拡大  
出生体重 1000 g 以上 1500 g 未満の児にあつては 60 日、出生体重 1500 g 以上の児にあつては 21 日をこえても、NICU 内で人工呼吸管理を必要とする場合には、90 日を限度として管理料を算定する。
  
- 4) 新生児仮死に対する脳低温療法 12200 点を新設
  
- 5) その他、話題に上った事項
  - ① 「新生児」に対する診療報酬 関係学会と調整の上、日本小児科学会から要望してもらおう。
  - ② 気管内挿管時のカプノグラフィー 既に算定されている。終末呼気炭酸ガス濃度測定 (D224) 1 日につき 100 点
  - ③ シナジスを包括外にできないか。  
診療所の先生に投与をお願いするため。